

随意契約の適正化の取組状況（未定稿）

| 国 | 独立行政法人 | 背景等 |
|---|---|--|
| <p>(18年2月)</p> <p>○「公共調達¹の適正化に向けた取り組みについて」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) (主な内容)</p> <p>II 随意契約の適正化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 随意契約の緊急点検 2 随意契約の緊急点検等を踏まえた見直し <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検を行った結果を踏まえ、平成18年6月を目途に各省庁において「<u>随意契約見直し計画</u>」を策定 3 随意契約の緊急点検結果及び見直しの内容等についての報告並びに公表等 4 <u>随意契約に係る情報の公表等の充実等</u> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度以降において各省庁が締結した随意契約のうち、<u>契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載</u> 5 内部牽制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・財務省通知による各省庁における内部監査の重点的实施に関し、<u>所管公益法人等との間の随意契約についても重点的に監査</u> <p>(18年6月)</p> <p>○各府省において随意契約の緊急点検を行い、その結果を踏まえ、「<u>随意契約見直し計画</u>」を作成 (主な内容)(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 見直し計画 <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約によることがやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行 2 随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取り組み及び移行時期 <ul style="list-style-type: none"> ・平成○年度から順次一般競争入札等に移行することとし、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の導入拡大 ・複数年度契約の拡大 等 <p>○「公益法人等との随意契約の適正化について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) ・所管公益法人等との随意契約見直し計画を策定</p> <p>(19年1月)</p> <p>○「所管公益法人等以外との随意契約の適正化について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) ・所管公益法人等以外の者との随意契約見直し計画を策定</p> | <p>(18年3月)</p> <p>□総務省行政管理局から各府省を通じて各法人に対して要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務方法書又は会計規程等において、<u>随意契約の基準を具体的に規定するとともに、ホームページ上で公表</u> ・国の基準も参照しつつ、<u>一定額以上の随意契約(理由等を含む)について、ホームページ上で公表、その旨を業務方法書又は会計規程等に盛り込む</u> <p>(18年11月)</p> <p>□総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会 平成17年度意見(2次意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国における取組等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うこと。 <p>(19年2月、5月)</p> <p>□総務省行政管理局、行政評価局から各府省を通じて各法人に対して要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し</u> ・契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化 ・各府省における年度評価や中期目標期間終了時の見直しにおいて、<u>競争入札及び随意契約の件数、金額、予定価格、落札率、競争入札等に移行した事例、随意契約によることとした理由、随意契約締結先の同一所管公益法人における法人出身役員数等を把握・公表し、事後評価</u> | <p>(18年1月)</p> <p>○防衛施設庁官製談合問題</p> <p>○防衛施設技術協会、建設弘済会等との随意契約問題</p> <p>(19年5月)</p> <p>○(独)緑資源機構官製談合問題</p> |

| 国 | 独立行政法人 | 背景等 |
|--|---|---|
| <p>(19年11月)</p> <p>○「随意契約の適正化の一層の推進について」(公共調達¹の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)</p> <p>(主な内容)</p> <p>2 監視体制の充実強化</p> <p>(1) 各府省における監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての契約の監視が行えるよう、<u>全ての府省に第三者機関を設置</u> <p>(2) 各府省等の取り組みを一元的・横断的に監視する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省における「<u>契約の適正な執行に関する行政評価・監視</u>」を総務省の行政評価等プログラムに追加的に位置づけ、来年1月より重点的に実施し、1年を目途に取りまとめる。その際、第三者機関による監視状況についても調査 <p>3 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約の適正化をより一層推進する観点から、各府省の取組についての的確にフォローアップするため、本会議の議長を内閣官房副長官に改め 各府省においては、随意契約の適正化に向けて不断の努力を講じるとともに、公共調達に関わる全ての職員が、契約をはじめとする公共調達の全ての過程において関係する諸法令等を遵守するとともに、適正な契約の執行に万全の注意を払うよう、様々な機会を捉えて徹底を図るものとし、不適切な事案が明らかになった場合には厳正に対処 | <p>(平成19年8月)</p> <p>□独立行政法人整理合理化計画の策定に向けた基本方針(閣議決定)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に締結した随意契約について、一般競争入札等に移行できないか、との観点で見直しを行い、各法人ごとに「<u>随意契約見直し計画</u>」を策定(→19年内に策定済) <p>(主な内容)(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し計画 <ul style="list-style-type: none"> 随意契約によることが真に止むを得ないものを除き一般競争入札等に移行 随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取り組み及び移行時期 <ul style="list-style-type: none"> 平成〇年〇月までに、以下の措置を講じ・・・平成〇年度から一般競争入札等に移行 <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の導入拡大 複数年度契約の拡大 等 <p>(注)見直し計画には、同一所管法人等、同一所管法人等以外の者に区分されている。</p> <p>(19年11月)</p> <p>○「随意契約の適正化の一層の推進について」(公共調達¹の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)</p> <p>(主な内容)</p> <p>2 監視体制の充実強化</p> <p>(1) 各府省における監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>独立行政法人等のそれぞれの監事、会計監査人等に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨、各府省を通じて指示・要請</u> 独立行政法人については、<u>各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価</u> <p>(2) 各府省等の取り組みを一元的・横断的に監視する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人については、<u>総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において、各府省の独立行政法人評価委員会の評価を厳正に評価</u> <p>3 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象を国の随意契約に加え、独立行政法人等の締結する随意契約に拡大し、その取組の体制を強化 | <p>(19年10月)</p> <p>○随意契約の適正化の更なる推進について、内閣総理大臣から指示(30日閣僚懇談会)</p> |

| 国 | 独立行政法人 | 背景等 |
|---|---|-----|
| | <p>(19年11月)</p> <p>□総務省行政管理局、行政評価局から各府省に対し独立行政法人における随意契約の適正化の推進について依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管法人の監事及び会計監査人に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨を要請 ・各府省の評価委員会に対し、入札・契約に係る事務の執行状況や上記のチェック状況について厳正に評価するよう求める ・随意契約見直し計画案の内容を更に精査 ・「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請 <p>(平成19年12月)</p> <p>□独立行政法人整理合理化計画(閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ-1-(1) 随意契約の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下、同じ。)によることとし、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置</u> ② <u>競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。</u> ③ <u>契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施</u> ④ <u>随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において各々厳正にチェック</u> ⑤ <u>随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施</u> ⑥ <u>総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表</u> <p>(20年1月)</p> <p>□総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会 平成18年度意見(2次意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」(平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて事後評価を行うことが要請されいながら、実施していない府省評価委員会に対して、今後の評価に当たって、整理合理化計画Ⅲ-1-(1)「随意契約の見直し」等をも踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行う旨、意見を通知。 | |